

## 別紙-3 廃棄物の排出方法

### 1. 全般

廃棄物の排出方法は、廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条及び同省令別表のとおり、「当該船舶の航行中に排出しない。」に適合するため、具体的には以下に示す方法によって廃棄物を排出する。

また、排出海域内に堆積する土砂の堆積厚ができるかぎり均等になるように、各回の排出開始地点は排出海域内の一箇所に集中することなく均等になるよう留意する。

### 2. 使用船舶

一般水底土砂の発生から排出するまでの過程において使用する船舶の仕様及び使用台数は表 1 に示すとおりである。

なお、予定した船が調達できない場合には、同等の船をもって代用することとし、海洋投入処分量等、本申請において実施した事前影響評価の内容と齟齬のない方法で実施する。

表 1 使用する船舶

工種	使用船舶	仕様	使用台数	備考
浚渫・運搬	ガット船 (グラブ付自航運搬船)	総トン数:499トン 積載容量:1,584m <sup>3</sup>	1	使用船舶の仕様は過年度の海洋投入の作業等の実績に基づく
	自航式起重機船	グラブ容量:3.0m <sup>3</sup> 積載容量:1,215m <sup>3</sup>	1	



写真 1 使用する船舶（ガット船）の例



写真 2 使用する船舶（自航式起重機船）の例

### 3. 排出手順

神津島（三浦漁港）及び御蔵島（御蔵島港）の2島における土砂浚渫、土砂運搬、土砂投入による一連の作業は、作業着手から完了まで1隻の作業船（ガット船、または自航式起重機船（以下、ガット船等という。））で対応することとする。

- ①ガット船等により、神津島三浦漁港又は御蔵島御蔵島港の浚渫範囲（別紙-1の図 1参照）の海底を掘削（浚渫）する。浚渫する位置はGPSを用いて浚渫範囲内であることを確認・記録する。なお、水深が浅くガット船で作業が困難な場合は、自航式起重機船で浚渫を行う。
- ②浚渫した土砂はガット船等において、浚渫土量を記録するとともに写真撮影を行い、出港。
- ③ガット船等による土砂の投入開始から終了までの作業に要する時間は約2時間である。排出海域への到着後、排出終了までの船の位置はGPSにより記録し、その記録は廃棄物処理記録簿に記載する。排出量は、1回当たり約1,000m<sup>3</sup>であり、ガット船等を停船させた後にグラブバケット（容量：3.0m<sup>3</sup>）で土砂を投入することとし、航行中には排出しない。排出量は、ポールスタッフ等を使用して、船倉内を検尺することにより算出し、廃棄物処理記録簿に記載する。排出する位置は、GPS を用いて排出海域内であることを確認・記録する。
- ④工事期間中は、排出作業の終了後に工事港に帰港し、安全かつ適切な場所に沖合停泊することを基本とする。なお、工事完了時には母港に帰港する。  
なお、作業の所要時間は、概ね浚渫作業4時間、往路運搬4時間、投入作業2時間、復路運搬3時間である（過去の実績より）。

### 4. 排出回数（頻度）

排出海域への1回あたりの排出量は、約1,000m<sup>3</sup>である。

排出の回数は、海洋投入処分の予定量が80,000m<sup>3</sup>であるから、 $80,000\text{m}^3 / 1,000\text{m}^3 \approx 80$ 回を別紙-3-2

計画している。

ただし、上記計画は、過年度の作業実績よりガット船等が安全に作業を遂行できる標準的な積載量から1回の排出量を1,000 m<sup>3</sup>としているが、気象条件や海象条件等により、積載量を変更する場合、排出回数も変動する。